

訪問看護及び介護予防訪問看護

藤田医科大学訪問看護ステーション緑運営規程

(事業の目的)

第1条 学校法人 藤田学園(以下「本事業者」という。)が設置する藤田医科大学訪問看護ステーション緑(以下「本事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な職員及び管理運営に関する事項を定め、本事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態、介護予防状態であり、主治の医師が必要と認めた利用者に対し、適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、本事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、本事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 藤田医科大学訪問看護ステーション緑
- (2) 所在地 愛知県名古屋市緑区曾根二丁目244番地 コーポ浅見テナント2号室

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	備 考
管理者	経験のある看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	3名	1名	1名	—	常勤兼務者は管理者と兼務
	准看護師	—	—	—	—	
理学療法士		1名	—	—	—	
作業療法士		1名	—	—	—	
言語聴覚士		—	—	—	—	
事務職員		1名	—	—	—	

(1) 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までと大学記念日(6月11日、10月10日)を除く。

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時までとする。

(3) 電話等により、利用者やその家族から 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第 6 条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察、健康管理
- (2) 食事ケア、栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- (3) 褥瘡・創傷の処置
- (4) 療養生活、看護・介護方法のアドバイス
- (5) リハビリテーション
- (6) 認知症患者の看護
- (7) ターミナルケア
- (8) カテーテルなど医療機器の管理
- (9) 医師の指示による医療処置
- (10) 家族など介護者の支援
- (11) 保健・福祉サービスなどの活用支援

(利用料等)

第 7 条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から、片道 1 キロメートル毎に 55 円（消費税 10% 含む）を往復分徴収する。

3 死後の処置料は、11,000 円（消費税 10% 含む）とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、緑区全域、南区全域、天白区全域、豊明市全域

瑞穂区一部地域を訪問（白砂町、中根町、丸根町、仁所町、片坂町、軍水町、釜塚町、井の元町、関取町、弥富町）

とする。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 10 条 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 本事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。
- (2) 本事業所における虐待の防止のための指針を整備することとする。
- (3) 本事業所において、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施することとする。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(その他運営についての留意事項)

第 11 条 本事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は学校法人藤田学園と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、2021（令和3）年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、2023（令和5）年5月1日から施行する。

附 則 この規程は、2024（令和6）年7月21日から施行する。

附 則 この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。